

平成29年度第2回半田市都市計画審議会 議事録

《午後1時30分 開始》

事務局

少し早いようですけれども皆さんお揃いになりましたので、ただいまから、平成29年度第2回半田市都市計画審議会を開催させていただきます。

審議会委員の皆様のご紹介につきましては、お手元にご用意いたしました配席表に代えさせていただきますので、よろしくお願いたします。

また、第3回都市計画審議会開催通知をお手元にお配りしておりますので、12月8日までに出欠のご連絡いただけたらと思います。

なお、半田女性活動連絡協議会会計の岩田須美子様におかれましては、本日もご都合により、ご欠席となっております。

それでは、会議に先立ちまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

－会長あいさつ－

会長

議題が一つとなっています。順調に進めてさせていただきます。都市計画の半田市の課題についても前回と同様に様々な議論や意見をいただきたいと思っております。本日もよろしくお願いたします。

事務局

ありがとうございました。

議事に入ります前に、本日の予定についてご案内させていただきます。

本日の議題は、先に皆様にご配付した次第のとおり、議案第1号、知多都市計画下水道半田公共下水道の変更、半田市決定についてでございます。

議長の選出につきましては、半田市都市計画審議会条例第6条第1項に、「審議会は会長が招集し議長となる。」と定められておりますので、会長に議長をお願いいたします。

－議長選出－

議長

ただ今、事務局から説明がありましたとおりでございますので、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

－一定足数の確認－

議長

まず、最初に本審議会の定足数でございます。

審議会条例第6条第2項に「審議会は委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない」と定められておりますので、事務局から報告お願いいたします。

事務局

本日は委員14名中13名の方にご出席いただいております。

同審議会条例第6条第2項の規定により定足数に達しておりますのでご報告いたします。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局から定足数に達しているという報告がございました。

—議事録署名者の選任—

議長

続きまして本日の議事録の署名者を決めたいと存じます。特に意見がないようでしたら、恐縮ですが私より指名させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

一同

(異議なし)

議長

異議はないということでございますので、本日の議事録署名者を、京才泰直さんと榊原伸行さんをお願いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

—議 事—

議長

それでは、早速議事に入りたいと思います。

議案第1号知多都市計画下水道 半田公共下水道の変更、半田市決定についてです。

半田市長より、当審議会条例第2条の規定により意見を求められましたので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

それでは事務局から説明お願いいたします。

－議案第1号－

事務局

下水道課の加古と申します。議案第1号 半田公共下水道の変更について説明させていただきます。座って進めさせていただきます。

議案の説明をさせていただく前に、下水道事業の概要を簡単ではございますが、説明させていただきます。

汚水事業につきましては、近隣2市3町で構成しております「衣浦西部流域下水道事業」として、広域で実施しております。その汚水処理は、愛知県が運営しております、半田市川崎町にございます、衣浦西部浄化センターで行われ、衣浦港へ放流されております。

昭和61年度から汚水整備を始め、平成3年4月に供用を開始しており、平成28年度末の整備率は、87.6%となりました。人口普及率につきましては、全国平均78.3%、愛知県平均77.2%を上回る89%で、県内のうち5番目に高い状況となっており、その他の整備状況は、表のとおりでございます。また、接続率につきましては82.4%となり、毎年、未接続の世帯には、戸別訪問を実施し、併せて、市報掲載や自治区回覧などによる、接続依頼を行い、接続率向上に努めております。

次に雨水事業でございますが、半田市は、過去に多くの浸水被害を経験しており、雨水排水対策を最重要課題とし、整備を続けてまいりました。

雨水排水計画は、10年に一度の割合で発生が予想される、時間雨量70mmに対応できるよう、施設の整備を進めております。また、地形などにより、排水区を分割し、自然流下または、排水ポンプ場による強制排水により、雨水排除を行っております。

平成28年度末の整備状況は、表のとおりでございます。整備面積1,785ha、管渠延長108km、雨水排水ポンプ場8か所、遊水池5か所などの施設を整備しております。

今後も、引き続き、雨水施設の整備及び、適切な維持管理を行い、集中豪雨などによる浸水被害の軽減に努めて参ります。

以上、簡単ではございますが、下水道の概要説明とさせていただきます。

それでは、議案第1号、半田公共下水道の変更について、説明させていただきます。今回は、「汚水排水区域」及び「宮池遊水池」の変更の2点、ご審議をお願いするものです。いずれも、既に都市計画決定されております区域の一部を、削除するものであり、汚水排水区域につきましては、2,132haから1,938haへ、また、宮池遊水池につきましては、5.4haから4haへ、面積の縮小となる変更でございます。

変更理由としまして、汚水排水区域につきましては、国の指針に基づき、県下一斉の見直しが行われた結果、経済性の理由などにより、工業専用地域など、約193haが、下水道区域から合併処理浄化槽区域へ変更されました。そのため、変更された箇所につきましては、下水道区域から削除を行い、下水道事業の健全な経営に資するものです。

また、宮池遊水池につきましては、区域変更を行い、公園の造成を目的とした、一部埋

め立てを実施し、公共の福祉の増進に資するものでございます。

それでは、1点目、汚水排水区域の変更につきまして、詳しく説明させていただきます。

画面にありますのが、変更する区域を示した図でございます。変更内容につきましては、図面の黄色で着色しております、①②③の3つの区域、約193haを下水道区域から削除し、汚水排水区域の変更を行うものです。この削除により、汚水排水区域は、現在の約2,132haから約193ha減り、約1,938haとなります。

今回の変更に至りました経緯について、説明いたします。

まず、平成26・27年度に、都市計画決定の上位計画でございます、「全県域汚水適正処理構想」の見直しが行われました。見直しの結果、平成28年度に、工業専用地域など、約193haにつきまして、汚水処理方法を、下水道から合併処理浄化槽に変更されることとなりました。

これを踏まえまして、現在の都市計画決定へ、この変更内容を反映させ、整合性を図る必要が生じました。そこで、現在、都市計画決定されている区域のうち、工業専用地域など、約193haにつきまして、下水道区域から削除し、汚水排水区域の変更を行うこととなり、今回の変更に至ったものでございます。

下水道事業につきましては、いくつかの計画に基づき、実施されておりますので、ここで、その流れを説明いたします。まず、上位に、①流域別下水道総合計画がございます。この計画は、「水質の環境基準達成に、必要となる下水道の整備目標」を定めたものとなります。次に、②全県域汚水適正処理構想があり、「下水道で整備すべき区域の明示」がされております。これらの計画を基に、③下水道全体計画、④都市計画決定が行われ、さらに、⑤下水道法事業計画及び、⑥都市計画法 事業認可を得て、下水道事業が実施されることとなっております。このうち、点線で囲まれた部分、②「全県域汚水適正処理構想」が変更されたことに伴い、④都市計画決定を変更することとなり、本日、ご審議いただくこととなったものです。

参考ではございますが、平成28年度に愛知県により変更されました、「全県域汚水適正処理構想」とは、どのようなものかを、簡単に、説明させていただきます。

内容としましては、汚水施設の特性、経済性を総合的に勘案し、県単位の汚水施設の整備に関する、総合的な計画となります。その目的は、市町村全域で、効率的な、汚水施設の整備推進を図るものです。

検討された内容につきましては、汚水処理について、県内市町村全域を対象に、経済比較を基本とし、地域特性や、住民意向の把握を考慮した、効率的かつ、適正な、整備手法・整備区域の検討となります。具体的には、半田市全域におきまして、下水道及び、合併処理浄化槽の汚水処理方法を、どの地区で、どの方法で実施するか、今後の汚水処理の検討が行われました。

検討の結果、工業専用地域など、約193haにつきまして、下水道区域から合併処理浄化槽区域へ、変更となりました。

その理由としましては、国の示した污水整備に関する指針では、工業専用地域を必ずしも、下水道区域に含める必要はないとしているため。

当該地区の工場のほとんどが、既に合併処理浄化槽などの処理施設を有しており、環境的な問題はないと判断されたため。

当該地域には、一般住宅などが建てられない用途であるため、住環境への影響がないと判断されたため。

経済性を考慮した結果、下水道整備にかかる投資額が、将来の収入額を、大きく上回ったため。

以上の理由により、変更となっております。

なお、この件につきましては、平成27年12月1日から平成28年1月4日にパブリックコメントを実施し、市民の皆さんに、ご意見などを伺いましたが、特にご意見はございませんでした。

以上、污水排水区域の変更の説明とさせていただきます。

つづきまして、2点目、宮池遊水池の区域変更について、説明させていただきます。こちらが、宮池遊水池の位置図となります。宮池遊水池は、南二ツ坂町一丁目地内にございまして、図書館・博物館の南西、約300m、また、宮池小学校のすぐ南に位置しております。

こちらが、計画区域図となります。変更内容につきましては、宮池遊水池の区域変更を行うものです。青い波線で囲まれている部分が、現在の区域となります。このうち、黄色で着色されている部分、約1.4haを公園整備のため造成し、遊水池区域を、赤く着色された箇所、約4haへ変更するものとなります。

こちらが宮池の現況写真となります。

青い波線が、池の範囲となります。黄色の実線が、今回、造成を行う範囲でございますが、この箇所につきましては、そのほとんどは陸地となっており、現時点におきましても、樹木が覆い茂っている状況でございます。そのため、今回の公園整備は、池を大きく埋めしてしまうものではなく、現地の地形を生かした整備となります。

今回、この変更を行うこととなった経緯につきまして、説明いたします。平成30年度より、池の一部を造成し、公園整備を行うこととなりました。これを受け、現在、池の全区域を、下水道施設の遊水池として、都市計画決定されているため、公園となる造成部分を、この区域から削除する必要が生じました。

ここで、この宮池遊水池の果たしている役割について、説明いたします。宮池遊水池は、集中豪雨時などに、下流の河川などが氾濫しないよう、降った雨水を一時的に貯める、調整池の役割を果たしております。その調整に必要な池の貯留容量は、30,300m³となります。

造成の条件につきましては、調整貯留容量30,300m³を確保することが、大前提となります。下水道施設として必要である、この容量を確保できなければ、遊水池機能が果たせず、安全が確保できないため、造成はできないこととなります。

池の現況と造成後の比較を表としました。今回、現地測量を行ったところ、現在の貯留容量は、73,200m³ でございました。また、造成後は、貯留容量が減ることになりますが、その量は66,400m³ となります。必要となる調整貯留容量30,300m³ と比較し、現況においても、2.4倍あり、また、造成後におきましても、2.2倍となり、かなり余裕があることを確認しました。

結論としましては、造成後においても、貯めることができる調整貯留容量は、洪水を抑制するために必要となるこの容量を、十分満たしているため、遊水池としての機能に影響はなく、この造成による問題はないと判断いたしました。

平成29年11月10日から24日の間、下水道課におきまして、この変更案の縦覧を行いました。縦覧者やご意見はございませんでした。

以上で議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

只今、事務局から説明がありました。内容につきましては、下水排水区域の変更と宮池遊水池の変更ということでございます。ご意見ご質問ありますでしょうか。

— 質疑応答 —

豊吉委員

国の指針はいつ頃決められたのですか。

事務局

平成26年です。

豊吉委員

宮池遊水池は、公共遊水池として指定されたのはいつですか。

事務局

昭和58年です。

豊吉委員

宮池遊水池は、もともと自然な緑地帯があったのですか。もともとあるのであれば、外しても良いのかと思います。また、集中豪雨のことを考え、洪水貯水量の算定をした上で、検討しても遅くないのではないですか。

事務局

半田市は10年に1度の大雨の時間雨量70mmでも浸水が起きない計画で整備を行っています。時間雨量70mmの雨が降ったとしても、算定した結果、問題ありません。

鈴木委員

過去に時間雨量70mmを超えるような大雨はありませんでしたか。

事務局

平成13年の東海豪雨では、時間雨量84mmでしたが、この池からの氾濫はありませんでした。

鈴木委員

変更後、時間雨量84mmが来た場合の容積は問題ないですか。

事務局

試算しますと、道路から1.2m下までしか水面は上がらないことになりますので、安全だということは確認しております。

京才委員

変更するにあたり、合併浄化槽の整備していない企業についての負担はあるのですか。

事務局

大きな工場に意見を伺ったところ、工場等の排水については、水質汚濁防止法など、厳しい水質基準に基づき排水の処理を行っており、既に必要な施設を設け、適切に処理しているため、負担は変わらないです。

瀬口議長

すべての工場に合併浄化槽等がすでにあるという考えでよろしいですか。

事務局

はい。そうです。

田中委員

企業に対して、きちんと工場排水処理をしているかなど立入調査などはしていますか。

事務局

合併処理浄化槽法というものがあり、その所管は、愛知県の環境部署で、2年に1回点検をしています。

豊吉委員

知多クリーンセンターと愛知県の環境保全課で行っております。

瀬口議長

公共下水道は、工業専用地域に設置する意味がないというイメージでよろしいですか。

事務局

そのとおりです。

榊原委員

宮池の遊水池のパブリックコメントが今日(12月1日)から2週間にわたり、公園の構想について、市民の皆様に意見を聞いているところだと思いますが、もし市民の皆様からの強い要望がある場合、この審議会で決定のため、要望があっても変えることはできないという理解でよろしいですか。

事務局

今回のパブリックコメントは公園整備のものになりまして、公園の中身のものになります。

榊原委員

このパブリックコメントにより市民の方から、変えた方がいいという意見が出た場合は、変わらないとして却下してしまうと考えてよろしいですか。

瀬口議長

造成部分の区域を広くしてくれなどの要望があった場合などのことですか。

榊原委員

そうです。違った意味で要望があった場合、例えば、造成部分を拡大してほしいなどの変更はできないのですか。

瀬口議長

造成部分を増やすことはできないとは思いますが、公園部分を減らして、親水性のある空間を作るなどの区域に関係ないことは意見を聞く余地があると思います。

事務局

今回は、遊水池の区域を定める決定をしていただくこととなります。

中川委員

パブリックコメントで市民が水面を削るのをやめてくれと要望があった場合でも、この審議会で決定したら変えることができないということでしょうか。

ここで決定することが反映するのであれば、パブリックコメントをする意味がないのかと思います。

事務局

遊水池の区域につきましては、パブリックコメントは行いませんが、縦覧を行いまして、意見を求めています。

中川委員

今回のパブリックコメントについては、水辺の面積を増やしてほしいなどの意見は取り入れないということになっているのですか。

瀬口議長

今回のパブリックコメントは、遊水池の区域のことについて聞いているものではありません。

事務局

議長の言われた通りで、今回のパブリックコメントについては、公園にどういったものが必要なのかという公園整備についての話です。

中川委員

パブリックコメントには、水辺の区域面積は関係ないのですか。

事務局

遊水池の区域のことについては、下水道課で縦覧により意見を伺ったところ意見がございませんでした。本日は、計画の区域変更について議案とさせていただき、審議いただくものです。一方、パブリックコメントについては、公園の内容について意見をいただくというものです。水辺がほしいという意見があれば、そこでの内容のこととなります。

豊吉委員

遊水池の水深は何mですか。

事務局

2 mの水深を確保しています。

豊吉委員

造成部分が平均2 mあるということですね。ここまでのラインで親水の砂浜しかできないということでしょうか。それがみなさんご存じないのでということだと思います。

瀬口議長

遊水池の部分は、水面ですね。それ以外の場所で、親水性の部分を確保することはできるので、防災上は、問題ないということです。この遊水池を拡大してほしいという要望があれば、公園全体を水面にしてしまうことも可能です。

今回の審議会で判断する内容は、遊水池の区域であり、公園の部分の内容に対して今意見を求めているものではありません。審議会で決定されれば、遊水池の4 h aは確保されるものです。

そのような解釈で間違いないですか。

事務局

議長の言われるとおりです。

豊吉委員

確認になりますが、陸地になっているところを造成部分にしたということによろしかったでしょうか。

事務局

水面付近はでこぼこしており、そこで造成をしたりはしますが、基本的には陸地のところですよ。

豊吉委員

沈んでいるところも親水面にしたいという話があったとき、困るのではないかとされているのかなと思います。

瀬口議長

中川委員さんが言われているのは、極端に言えば、公園をつくらないでそのままがいいじゃないかという意見があった場合どうするかということだと思います。今回の審議会で、遊水池の区域4 h aを確保するものです。

中川委員

市民が要望したとしても、この審議会で決定したことなので、変えることができないということが問題にならないかということです。

建設部長

今回は、遊水機能を4haにしても、貯留容量を確保できるという議案です。現状、調整貯留容量が30,300m³に対して、現況は73,200m³で2.4倍あるわけです。造成した後も66,400m³が確保でき、4haにしても問題ないため、減らしますという計画で都市計画手続きとして縦覧を行ったわけです。それとは別に、公園はパブリックコメントを行っています。万が一、調整貯留容量をもっと確保してくれとなったときには、こちらで検討して、水面を増やすということも可能ということです。

中川委員

遊水池を減らすことはできないけど、水面を増やすことは問題ないということで良かったでしょうか。

建設部長

下水道課としては、遊水池は確保すると決めますので、パブリックコメントでそのような意見が出れば、公園の中で水面を設けていくことは可能です。

この審議会でも4haに決まるとします。そのあと、パブリックコメントで、遊水池を2haにしてくれなどはできません。

中川委員

わかりました。

山本委員

汚水排水区域図にある①～③の変更理由について教えてください。

事務局

①～③はもともと下水道区域でございました。国が新しく指針を出し、工業専用地域については、きちんと汚水処理施設を設けているのであれば、下水道区域に含める必要がないと示したため、各企業に話を聞きにいったところ、既に処理施設を設け、適切に処理を行っているとのことでしたので、下水道区域から外したものです。

山本委員

その他の工業地域や工業専用地域に、さらに働きかけをしていくことですか。

事務局

下水道区域の指定のある工業専用地域については、①～③しかありませんので、今回ですべて外れたこととなります。

田中委員

ほとんどというのは、中小企業も含めて100%設備が整っているという理解でよろしいでしょうか。

事務局

すべて設備は整っております。

中川委員

パワーポイントの資料が事前にあるとありがたいので、用意していただけたらと思います。

瀬口議長

資料についてはご検討ください。

中川委員

工業地域の合併浄化槽のことで、メリットがあったとありましたが、どれぐらい経済性があったのか。

事務局

経済性について、試算しました。収入が11億円、支出が16億円です。マイナス5億円で収支が赤字になります。そのような点でメリットとして、長期継続的な下水道事業でマイナスだという試算が出ました。

中川委員

宮池の方で、最低30,300m³必要とのことでしたが、どこからその水量が必要なのか。

事務局

この写真は、状況を見やすいように水位を下げていますが、通常の水面上は17mのこの位置です。半田市では10年に1度の時間雨量70mmに対応する計画で整備しておりますが、70mm降った場合、17.85mのこの水位まで上がります。そのため、通常水位からその水位17.85mまで上がったところまでの水を貯める必要があります、それが30,300m³となります。

ちなみに時間雨量 80mmの降雨があった場合ですと、この放流口の 10 c m ぐらい上まで水位が上がることとなります。

田中委員

最近、時間雨量 100mmの降水がある中で、時間雨量 80mmの降水量にした基準は、なぜでしょうか。また、この放流口を超えた場合に、海へ流れていく道があるのか、どうなるのでしょうか。

事務局

あふれた場合は、水路を通り、神戸川の方に流れていくような形になります。

建設部長

水量が増えて、余水吐を超えた場合は、一気に流れ込み、下の水路であふれる可能性もありますが、池の堤防からあふれるようなことはありません。

田中委員

七本木池を工事して、安全になりましたがそのようにならないのですか。

建設部長

七本木池のようにするとなると、宮池から海まで管を通さなければならず、通すとすると多大な費用がかかることとなります。

事務局

補足になりますが、時間雨量 100mmの場合を試算したところ、はき出し口から 30 c m ぐらいのところまでしか上がりませんので、池は安全です。

瀬口議長

ほかにまだご質問ありますか。

(質問なし)

質問は出尽くしたということで、議案第 1 号知多都市計画下水道 半田公共下水道の変更を判断し決定について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしということでしたので、原案のとおり決することにさせていただきます。以上で本日予定しております。

議題は以上でございますので、これで終了させていただきます。どうもありがとうございます。

最後の本日の会議につきまして半田市都市計画審議会運営要綱第10条により、会議は議決による公開とすることができるとされておりますので、理事内容のうち個人情報除き議事録を公開したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしということでございます。これもちまして、審議を終了させていただきます。ありがとうございました。それでは、事務局にお返しします。

事務局

事務局から連絡させていただきます。

本日の議事録のご署名でございますけれども、事務局において議事録の案を作成した後、署名者の方々に、その内容についてご確認をいただき、ご署名をお願いしたいと思います。また改めてご連絡をいたしますので、よろしくお願いたします。

本日は誠にありがとうございました。

《午後2時30分 審議終了》